



2022 年度（令和 4 年度）

政策要望

ポストコロナ時代に向けたデジタル基盤の整備
～各分野の社会課題解決のための DX～

2022 年 1 月 13 日

一般社団法人 日本 IT 団体連盟

はじめに

2021年9月デジタル庁が創設された。国家の重要政策としてデジタル化の推進は岸田政権において加速し、デジタル臨時行政調査会ならびにデジタル田園都市国家構想実現会議の設置と続いている。

そこで、改めて確認したいのはこの国の「デジタル化」の目的だ。いうまでもなく、デジタル化はそれが目的ではなく手段に過ぎない。政府の重要会議においては、解決したい課題を国民と共有するように、丁寧に運んでいただきたい。

私共日本IT団体連盟設立時より、強く要望してきたデジタル庁開設の直接のきっかけは、コロナ禍で明らかになった行政のデジタル化の遅れだったことが伺える。2020年の給付金支給で、手続きに想定外の時間がかかった記憶は、強く国民の脳裏に残っている。総じて行政サービスのデジタル化の遅れは甚だしい。官の非効率性は民にも波及するので、早急な改善が求められる。

公共サービスと並んで、準公共サービスのデジタル化は待ったなしだ。例えば、教育水準を全国一律に引き上げるためには、デジタルを用いた教育の革新は必須である。また医療においては、診療のオンライン化のみならず、例えば新型コロナ感染を疑う健康相談や経過観察のデータ活用等でデジタルを積極的に活用できる体制を、関係機関との十分な調整を急いで、早急に樹立していただきたい。

2022年は、いよいよコロナ禍から抜け出す年になると信じたい。2年間の閉塞感を打破し、岸田政権がすすめる「新しい資本主義」に道筋をつける政策を日本IT団体連盟は期待するものである。

2022年度の政策要望の基本的な考え方は以下の通り。

- デジタル化により、国民の Well-being 向上を目指し、ひとりひとりに最適化したサービスの提供を可能とする。
- 国家レベルでデジタル基盤を設計し、その整備をすすめる。
- 個人の意思を尊重した上で、データを積極的に利活用できる社会を醸成する。
- 公共・準公共・民間各分野の DX により、業務の最適化・高度化を促し、豊かな未来を構築する。

また、細目は次ページの通り。

目次

1. 国家基盤の DX	5
(アーキテクチャの基本設定)	5
(データ連携基盤の整備 クラウド活用)	5
(マイナンバーカード普及)	8
(データの流通・利活用の推進)	8
(情報インフラの整備)	9
(第三者検証の実施)	10
2. デジタル人材基盤整備	11
(デジタル人材の育成と利活用促進)	11
(セキュリティ人材の育成)	12
3. 地方の DX	12
(地方自治体の DX)	12
(地方の IT 企業の活用)	13
(観光業界の DX)	13
(オンライン投票)	14
4. 防災・災害対応の DX	14
(災害対応の DX)	14
(防災の DX)	15
5. 教育の DX	16
(GIGA スクール推進)	16
(教育のデジタル化とデータ活用)	17
6. 医療・健康の DX	18
(医療サービスの DX)	18
(健康サービスの DX)	19
7. 企業の DX	20
(企業のセキュリティ対策)	20
(業務のデジタル化・高度化)	21
8. 金融財政の DX	27
(銀行法の改正)	27
(キャッシュレス化推進)	28

9. 次世代産業への投資	29
(技術・ビジネス開発支援)	29
(海外展開支援)	31
(モビリティ改革)	32
10. ダイバーシティ推進	32
(こどもの権利)	32
(多様な働き方改革)	33

1. 国家基盤の DX

(アーキテクチャの基本設定)

1. 国全体のアーキテクチャを定義

1. 国全体としてのアーキテクチャのブループリントを示すために、社会調査を実施して、各レイヤごとに共通化、標準化すべき項目を整理し、標準プラットフォームを構築すべきである。
2. 全国で共通化すべきサービスと地域の特性を活かしたサービスを分類整理し、最大限のコスト削減と地域の自由なサービスを許容することを実現すべきである。
3. エンドユーザー向けのプラットフォームは世界標準の UI/UX で共通化すべきである。
4. 自治体システムのデータ連携基盤の標準機能を整理し、世界標準を考慮した上で API の標準化をすすめるべきである。

2. 個人の意思を尊重したオプトイン社会の実現

1. 国が管理をおこなうような DX ではなく、個人からのボトムアップも含めた人間中心の DX が必要である。
2. サービス利用者、データ収集者双方のために、オプトインを徹底し、データを有効に活用できるようにすべきである。
3. 双方向的な DX を実現し、真のパーソナライズサービスの提供、授受を可能にする必要がある。その延長には、国民個人々人のための、真に必要なデジタル通貨による給付が速やかに実施できる社会も想定されよう。

(データ連携基盤の整備 クラウド活用)

3. 「データ連携基盤」の開発と実装

1. 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2021年6月閣議決定)で示されたデータ流通のためのツール開発等の取組に加えて、機微情報の保護と、その適切な利活用を可能とすべきである。
 1. 機微情報を適切に管理可能な「クオリティクラウド」の要件具体化とその整備をすすめるべきである。
 2. 機微情報を、クオリティクラウドを含むマルチクラウド環境で適切に保護しながら

らも連携・利用可能とする技術－「データ連携基盤」－を開発、実装すべきである。

3. 「データ連携基盤」上で個人を特定・認証し、情報連携のカギとなる ID のあり方や、機微情報の取り扱いに関する基準など、制度面の課題を検討すべきである。
4. 「データ連携基盤」を活用したユースケース、サービスの開発・実装支援すべきである。

4. 国家ビジョンの具体化と共有

1. 行政サービスや準公共サービスの具体的な未来像を示すべきである。
2. 行政データは国民一人ひとりに適切なサービスを届ける上での基礎となる。1 億 2500 万人の国民一人ひとりに最適な行政サービスを届けることが可能なシステムを整備し、安全安心な通信基盤の上で、24 時間、365 日不断に動かすインフラを国策として開発すべきである。

5. 国民データの保守管理とその利活用

1. 個人情報保護法に定められる個人情報や、公共サービスの活用履歴、健康医療や公共交通といった準公共サービスの利用履歴など、今後デジタル社会の高度化により取得可能となる個人情報について、何を「機微情報」と定義し、どのようなセキュリティ基準で管理し、活用するのかが明確になっていない。
2. 蓄積された個人情報の適切な活用による社会の高度化が期待される中、国民が納得しデータを積極的に活用する社会を醸成すべきである。
3. 個人情報を適切に活用するためには、デジタル空間での個人認証の基盤となるマイナンバー制度に基づく公的個人認証の普及が必須である。
4. 保護すべき機微な情報を適切に守りながらもオープンな情報とも連携可能な「データ連携基盤」、その運用基準やルールを設計すべきである。
5. 匿名加工技術を高度化し、民間データと掛け合わせて、産業を跨いだデータ流通が活発に行われることで、産業全体のデジタル化による市場創出や、公共・準公共サービスの個別化・高度化といった大きな効果が期待できる。

6. 産学官デジタルツイン基盤の構築・活用

1. 世界トップの「富岳」（計算能力と汎用性を併せ持つ）により、現実世界をそのまま再現するほどの「デジタルツイン」が実現可能となった今、デジタルツインの構築やそのための具体的なアプローチを政府は明示すべきである。

2. 「富岳」が提供するデジタルツインの場で、産学官が関連技術・インフラを持ち寄って協働を創出する仕組みを構築すべきである。
 1. 科学技術・イノベーション政策、産業政策、情報通信政策、健康・医療政策等で骨太に支援・推進される産学官の取組に、「富岳」とその利用技術や関連最先端研究力を提供する仕組みを検討すべきである。
 2. 「富岳」のデジタルツインを国主導でさらに高度化し、「シミュレーションファースト」による Society5.0 ソリューションの開発・実装の加速・発展や、産学官の人材育成を推進すべきである。

7. 民主主義の発展に寄与すべきデジタル社会の在り方と、これを支える技術の育成
 1. デジタル社会のあり様について、そこで暮らす国民の意思を反映させる仕組みなど、そのガバナンスの在り方は十分に検討されているとは言えない。選挙や住民投票はもとより、都市計画や再開発に住民参加のプロセスがあるように、デジタル社会に適した民主主義のあり様、国民参加のあり方についても議論を深めていく必要がある。
 2. 住民基本台帳（及び選挙人名簿管理などの関連する重要な情報）は機密性の高い個人情報であるため、これらをセキュリティの確保された国内データセンター（クオリティクラウド）に配置しながら活用するマルチクラウド環境を実現しながら、今後のデジタル社会に適応できる仕組みを検討すべきである。
 3. ガバメント・クラウドを開発する際には、高度にデジタル化した社会における民主主義のあり方を踏まえて、必要な仕様を組み込み、最高度のセキュリティ技術などを磨くべきである。

8. 従来（オンプレミス）型のシステム構築からの転換
 1. 情報の機密性の観点から、システム構築時にはクラウド活用の検討にも至らずに、オンプレミス型での構築が行われている。しかし現状では、パブリッククラウドやプライベートクラウドの方が、運用や保守、さらには機密性の観点においても有効性や効果は高い場合もある。また、中小企業においても、組織の競争力の確保のためにもクラウドの活用が効率的あるいは経済的な場合もあることからこれを推進し、本業に専念できる環境を国が主体となって整備し、安全なクラウド環境を提供すべきである。
 2. 経済産業省で検討が進む「クオリティクラウド」の検討や構築を加速させるとともに、従来型のシステムはできる限り排除し、セキュリティ上の懸念がある場合においてもプライベートクラウドを検討する社会を醸成すべきである。

(マイナンバーカード普及)

9. マイナンバーカード普及と情報銀行サービスの促進

1. マイナンバーカードの普及は、行政手続きの高度化の可能性だけでなく、民間サービスとの連携の可能性も大きく、コロナ禍で重要性が見直されたこのタイミングで、普及や利活用の仕方の議論を積極的に推進すべきである。
2. 国民のマイナンバーカードの取得・活用をより一層推進し、マイナンバーカードを軸として、行政のオンライン化や民間サービスとのシームレスな連携を推進すべきである。
3. 各自治体が保持している個人情報データを安全に管理し、流通・利活用を促進するために情報銀行認定を取得している信頼性の高い事業者へデータの運用を委任できるような枠組みを整備すべきである。
4. 行政情報と結びついた個人情報は、非常に機微な情報が多数含まれる可能性が高いため、オプトイン制等の導入と国民への周知啓発を充分に行うことが必要である。また、高いセキュリティ基準の策定や情報漏洩等の際には厳重な罰則等が伴う法律の制定等が用意されるべきである。

(データの流通・利活用の推進)

10. データ利活用に係る制度の共通化

1. デジタル庁の発足を契機として、主管省庁を横断した共通制度の構築を図ることと、データ利活用の促進に向けた環境を整えるべきである。
2. 業界分野ごと（主管省庁ごと）に制度化が進められているデータ利活用に関する各々のルールに於いて、相互運用性の確保、事業者の負荷軽減などの観点からベースとなる共通の制度を構築することで、データ利活用の促進と国際競争力を高めるべきである。
3. 現状各業界にて検討されているデータ取り扱いに関する認証、認定制度に関して情報銀行認定と整合を図り、差分を明確にして認定取得事業者の負荷を低減する互換性を持った認定制度の構築、運営またその体制も議論の上、整備を行うべきである。

11. 情報銀行認定の有効活用

1. マイナンバー関連情報など国・地方自治体等が管理するプライバシーデータ及び

スマートシティ等の都市 OS でのプライバシーデータの取扱にはより慎重な対応が必要であり、少なくとも情報銀行認定レベルのセキュリティ対策及び第三者評価が行われているサービスに限定することにより、一般消費者の安心感を高めることができると考えられる。

2. 国・地方自治体等が管理するプライバシーデータ、スマートシティ等の都市 OS で管理されるプライバシーデータを利活用する場合には、情報銀行認定の取得を必須とすべきである。

12. 情報銀行の国際標準化

1. 日本発の考え方である「情報銀行」は、他国にはない情報流通の仕組みとして海外にも積極的に発信していくべきである。
2. 情報銀行については国内での普及促進はもちろん、日本発のデータ活用モデルとして海外にも発信し、国際的標準規格として整備する等の議論を行うべきである。

13. パーソナルデータに関する個人の権利の確保・考え方の普及

1. パーソナルデータに関する個人の権利を拡充・強化するための取り組みを加速させる必要があり、特にデータポータビリティ権の検討を進めるべきである。データポータビリティの義務化など、より強制力がある制度の構築を検討すべきである。
2. 「パーソナルデータの権利は個人にあり、個人の意思で活用する」という考え方の普及に向けた取り組みと関連するデータの取り扱い（統計データなど）に関する詳細な法制度の検討を行うべきである。

14. 民間の情報銀行と国の連携

1. 国と民間の情報銀行が連携した事例・サービスを作ることで、情報銀行の普及促進・データ流通活用の普及促進につながると考える。
2. 国への申請の簡易化に民間の情報銀行を活用するなど、国と民間の情報銀行の連携について検討すべきである。

(情報インフラの整備)

15. 日本全体の通信を安定的かつ効率的に行い、災害時にも強いネットワークの構築

1. データセンター立地においては、電源や他地域への経路、過去の災害状況など、多要素を考慮した設計が不可欠である。また、大規模災害や有事の際のバックア

ップ体制なども重要な検討要素とすべきである。

2. 電源をコージェネレーション（熱電併給）にするなど、多様なオプションを模索すべきである。また分散化するなどで冗長性や効率性も検討すべきである。
3. 次世代クラウドサービス創出に向けた技術開発における「ユニバーサルサービスとしての連携基盤」は、通信基盤との連携を常に検討すべきである。

16. 非地上系ネットワークソリューションの活用促進

1. 社会のデジタル化に不可欠な通信技術について、日本国土全体では僻地や森林地帯、離島など、海洋や航空を中心に未だ通信に接続できないエリアが残存しており、各産業のデジタル化の遅れの要因となっている。人が居住しない地域での資源活用、さらに国防・防災上の観点から、通信環境の整備が必要と考える。
2. 通信における圏外エリアを解消し、全国どこでも常に通信接続可能な環境を構築するため、宇宙空間や成層圏から通信ネットワークを提供する衛星通信（非地上系ネットワークソリューション）についても、日本全土への普及と各産業への利活用を推進するため、通信衛星に関する規制緩和、研究開発費や普及促進費への助成や、国民の理解を深める情報発信などを国が後押しすべきである。
3. 災害救助活動において、従来のネットワークでは接続できないエリアも含め全国どこでも、ドローンや無人航空機の活用をはじめとする様々な防災ソリューションを導入普及できるよう、社会実装を前提とした実証費用への助成、官民連携した開発研究・利活用を推進すべきである。

（第三者検証の実施）

17. デジタル庁(国)が行う新システムへの第三者によるシステム検証の実施

1. 昨今、政府、自治体のコロナに関連するアプリ、システムの不具合が多発している。今後の民間企業ならびに政府のDX化を成功に導き、IT化の目的達成や事業投資に対する成果や投資効果を正しく得るために第三者によるテスト検証の重要性は日々増している。
2. デジタル庁が主導して行う新しいシステム開発の標準化と国際化を、全ての利用者が不具合なく、安心安全に利用できるシステムの提供と行政サービスのIT化による利益を平等に享受できるよう、第三者による検証の必要性を十全に認識した上で、適切に実施適用すべきである。

2. デジタル人材基盤整備

(デジタル人材の育成と利活用促進)

1. DX を実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得

1. 我が国は、約 30 年余りにわたって質・量ともに慢性的な IT 人材不足に陥っており、世界最先端デジタル国家創造を掲げる今に至っても人材難・人手不足が大きな課題となっている。パンデミックを乗り越え、日本が持続可能な社会・経済を実現するには、何よりも DX がその原動力となる。その DX を実行しイノベーション創出を担う優れた人材の育成・獲得は、より一層の急務である。
2. 初等中等教育から高度な人材育成に至るまで、非対面の環境であっても誰もが生涯にわたって学び続け、その能力を十分発揮し経済発展に寄与するための抜本的な教育・人材育成基盤の整備が不可欠である。DX を始めとする実社会で求められる人材を育成するオンラインの学習コンテンツを整備し、全国民が自由にアクセスできるよう投資を拡大すべきである。
3. 整備にあたっては国際的にも認められた人材育成のスタンダードである「i コンピテンシ ディクショナリ」を活用参照すべきである。

2. DX 推進に係る産学連携での人材育成

1. Society5.0 が叫ばれる中、IT 人材、5 G、IoT、クラウド、AI (DX 適応) 等に精通した人材の育成が急務となっている。しかし、特に我が国の産業の中心である中小企業では、DX を進めるための知識の習得と実践にコストと時間をかけられないのが実情である。このため、学習・訓練に投資効果の高い課題解決型 (PBL : project based leaning) の人材育成も取り入れたうえで、教育体制を充実させていく必要がある。
2. 産学連携の継続的仕組みづくりと投資 : 5 G、XR (AR など) 、IoT、AI、フィンテックなどの実践教育資料作成、指導者育成などに対する支援 (例 : 次世代を担う人材育成 enPiT の拡大適応など) が必要である。
3. 最新の IT 人材シフトへの再教育支援 (リスキリング) : DX 等の先進専門技術習得者への職業訓点助成金産学連携の実施企業に対する補助金制度を設定すべきである。
4. 社会人への IT 教育の補助金 : 特に情報教育を受けていない年代層 (35 歳以上) 、管理者層への教育講座・資格検定も補助すべきである。

3. IT 人材としての定年退職者および海外人材の活用

1. わが国では、技術と実践力を持つ人材が定年退職する際、その「知識と技」を活用する仕組みが欠落している。これら定年退職者の教育・訓練の指導者としての活動を促進すべきである。
2. 海外人材の採用を促進すべく、これら外国人の採用に対し、一定期間の企業補助金制度の創設など十分な施策を実行すべきである。
3. 一定の日本語と高度な IT 知識を持つ者への補助金を求めたい。

(セキュリティ人材の育成)

4. セキュリティ専門人材の拡充と支援の強化

1. 日本企業は海外と比べて、セキュリティ人材が圧倒的に不足している。NISC が 2021 年 6 月に発表した「サイバーセキュリティに係る人材の確保、育成、活躍の促進に係る政策課題」でも、セキュリティ人材の拡充の必要性について述べられており、人材の育成は急務である。
2. セキュリティ教育は一般的に高額な費用が必要であるために、IT 導入補助金のような、政府によるセキュリティ教育受講への金銭的な支援が必要である。また、経営者がセキュリティ教育にリソース（ヒト、資金）を割くためには、政府からの何等かの強制力も必要である。

3. 地方の DX

(地方自治体の DX)

1. 地方自治体の共通したシステムの構築と行政の IT 化

1. 政府は、2025 年度末までに、自治体ごとに異なっている行政システムを共通化する方針を示している。各自治体のシステムを標準化することによって、さまざまなメリットが生まれることは言うまでもないが、地方の行政システムをも大手企業が管理することになると、地方の IT 産業の衰退を招く事態となり、これは国全体の IT 化推進の視点からすれば本末転倒となる。各都道府県、地方で夫々に発展してきた IT 分野をさらに育成・展開する必要がある。
2. 各地域の状況に応じて柔軟に対応できる中小の IT 企業の特徴を活かせる施策を講じるべきである。

3. 地方自治体と民間企業が広く協力して、オープンデータやアプリケーション開発の取り組みを進められるようなスキームを構築することを目指すべきである。

(地方の IT 企業の活用)

2. 地方の IT 企業の活用

1. 地方の衰退を未然に防ぐために、IT を軸とした地域のイノベーション創出と地域の活性化をもって、より魅力的な地域とすること、また、地方経済をしっかりと守ることが必要である。
2. 地方創生のためにも、地域の事情を熟知する各地方の IT 企業を積極的に活用すべきである。

(観光業界の DX)

3. 観光業界の DX とデータプラットフォームの導入

1. コロナ禍は今まで中々進まなかった観光業の DX（チェックインの自動化やキャッシュレス化、入場チケットの電子化、事前予約などによる待ち時間の削減など）を感染症対策の点から一気に加速させたが、更なる援助と推進が必要である。
2. ニーズがある地域においては、合わせて宿泊データなど DX によりもたらされる各種データを分析し、戦略に落とし込むデータドリブンも必要となる。また、自治体や DMO などが正しい情報に基づいた戦略策定の援助とするためには観光データの分析等も必要である。
3. ワークーションや 2 拠点居住（主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方のこと）等に対応する新たな商品開発やサービス構築を支援すべきである。

4. 観光業界の DX と生産性の向上

1. 中小企業を主体とする観光産業にとって、DX を推進するには、各々の事業者が個別に正対するのは予算的にも人材的にも困難である。
2. 地域全体で共有が可能な DX の導入、行政のデータやパーソナルデータ等データの利活用を行なうことによって、生産性の向上や高収益なマーケティングが出来る次世代の観光 IT 人材の育成や受け入れを積極的におこなうことが必要である。
3. ニーズがある地域において、地域の観光産業全体で共有可能な DX 基盤の導入促進を図り、他の業界から比べ、マーケティング機能、CRM、商品造成功力、

SCM、プロモーション機能等が極端に遅れている事による低生産性及び低収益性の解決を促すことにより、地域経済の活性化に寄与する政策を推進すべきである。

(オンライン投票)

5. 公職に係る選挙におけるインターネット投票の実現

1. 第 49 回衆議院議員選挙（2021 年 10 月 31 日）における投票率は戦後 3 番目の低さであった。また、近年の選挙においては、若年層ほど投票率が下がる傾向が顕著であるとともに、総務省による第 48 回衆議院議員選挙年齢別投票状況調査によると、70 歳代がピークとなる投票率が 80 歳以上では顕著に下がっている。その他、新型コロナウイルス隔離者を含め、投票所に容易にアクセスし難い者が多数存在する。
2. デジタルネイティブ世代、投票所へのアクセスが難しい高齢者等の投票率向上ためにも、最新のデジタル技術を活かした柔軟な投票を可能とする必要がある。
3. 選挙の負担軽減等のため、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用も視野に入れた、インターネット投票の実施に向けた実務的な検討を開始し、国民的な議論を喚起するとともに、投票行動の変化に関する社会学的検証等を踏まえた上で、可能な規模・方法により、導入を進めるべきである。
4. 最新技術の採用、随時アップデートやセキュリティリスクへの即応を可能とするとともに、選挙制度は公職選挙法はじめ法令により全国共通の規律が多いこと等を鑑み、全国の自治体が共通して利用できるクラウド型の基盤システムや選挙のための汎用アプリを活用することも視野に入れた検討を進めるべきである。

4. 防災・災害対応の DX

(災害対応の DX)

1. 災害対応のデジタル化（高度化）

1. 近年、台風・大雨などの自然災害が頻発化、激甚化しており、全国各地で災害が後を絶たない。さらに、新型コロナウイルス感染症など国民の安全・安心を脅かす脅威は多様化しており、これまで以上に効率的な被災状況の調査や衛生的な避難所の運営が求められる。

2. 災害時における住民の位置情報の把握、住民への迅速な避難誘導、罹災証明申請案内などの住民対応の各フェーズにおいて、リアルタイムに情報収集し、住民一人ひとりの状況に最適化した各種支援をシームレスに提供できるよう、スマートフォンを活用した被災者向け遠隔サポートシステム・関係機関との情報連携体制の構築について、社会実装を前提とした実証費用への助成を拡充すべきである。
 3. 災害後の避難所生活における最重要課題である入浴、トイレ、手洗い等の水の確保に対し、AI や IoT 技術を活用し、大量の水や排水設備を要さず、清潔な衛生環境を確保することができる水の再生処理技術ソリューションについて、自治体への導入支援を拡充すべきである。
2. 大規模災害発生時やパンデミック等による非常事態発生における緊急オペレーションのクラウド活用と情報共有
1. 新型コロナウイルス感染症に伴う保健所や医療機関のシステムやオペレーションが紙を利用した従来型であることから、情報やシステム連携、作業を行う国民への負荷、さらには統計上も問題があるのが現状である。
 2. 国内において各種災害や感染症などが発生した際に、より効率的に、かつ、より国民の安全が担保されるよう、直近の災害や感染症などを例に、政府機関、地方自治体、医療機関や保健所等のオペレーションについて、クラウドを活用して情報共有を行うとともに、各種事務作業の抜本的改善や見直しを行うべきである。

(防災の DX)

3. 防災分野におけるパーソナルデータの有効活用
1. 避難計画の策定や避難時の要支援者の把握などの事前防災から、災害時の避難、被災後の復旧等に至るまで、各フェーズにおいてパーソナルデータが密接に関わっている一方で、パーソナルデータの有効活用の観点では、官民等組織を横断するデータ流通や緊急時の許諾取得の在り方などの課題が存在している。
 2. 官民が連携することにより、これらの課題をクリアにしたうえでルール整備を行うことで、より安心して暮らせる社会を実現するとともに、防災分野における民間参入の促進も期待できると考える。
 3. 防災・減災に資するパーソナルデータの活用の在り方を議論し、有効活用を図るべきである。

5. 教育の DX

(GIGA スクール推進)

1. GIGA スクール構想の推進

1. GIGA スクール構想推進においては、ネットワーク整備・端末整備とあわせて、セキュリティ、フィルタリング対策も同時に検討すべきものである。一人一台の時代においては、今まで以上に児童・生徒が危険に晒される可能性が高まることが想定される。予算都合で対策ができず、児童・生徒をサイバー攻撃の脅威や、情報漏洩を起こすような自治体があってはならない。
2. 全国の自治体の対策状況について調査し、対策ができていない自治体については追加補正を行うなどによる整備を推進すべきである。地域内における人口や通信回線の状況、さらにはラストワンマイルの通信施設と LAN の設備など、問題の諸原因は多岐にわたる。問題を分析し解決できる技術者の育成が必要である。

2. 高校版 GIGA スクール対応における環境整備への予算確保

1. 高校レベルでは「情報 I」が必修科目となり、学校における高スペック PC や通信環境の整備が重要な課題となっているが、地方自治体任せとなっているのが現状である。また、選択科目として「情報 II」があり、「情報 II」は「情報 I」において培った基礎の上に、問題の発見・解決に向けて情報システムや多様なデータを適切かつ効果的に活用する力やコンテンツを創造する力を育む選択科目として設置している。より専門的な科目も準備されていることから、高校の環境整備は極めて重要な課題である。
2. デジタル庁にて、高校版 GIGA スクール対応における環境整備の予算を確保すべきである。
3. 小学校、中学校では、GIGA スクール対応において、国策として PC、通信環境など整備してきた。高校では、今後さらにプログラミング教育に対応した環境（高スペックな PC、更なる通信環境など）が必要であるが、「情報 I」の教育、大学入試に必修科目となるための準備は、個別の家庭に依存するばかりである。
4. 一律の環境を国が整備することは、デジタル人材の不足を補い、国力の底上げにつながる要素の一つと言えるため、国（デジタル庁）において高校版 GIGA スクール対応における環境を整備すべきである。
5. 現状の報告書を見るに、GIGA スクール担当委員会内には、IT の専門家も教

育行政の専門家も徹底不足しているのは明らかである。海外から担当者を高給で雇用しても良いので、IT と教育行政について問題を分析し対処する人材の投入を強く望むものである。

(教育のデジタル化とデータ活用)

1. 教育分野のデジタル化促進と情報銀行の連携

1. コロナ禍で、これまでの教育の在り方が見直されるこのタイミングにおいて、教育分野のデジタル化を加速していくべきである。中国ではコロナ禍で EduTech 分野が大きく伸びたと聞く。一方で、日本では単なるオンライン授業ですら、ほとんど実施できていない。
2. Next コロナに備え、また特別な事情により良い教育が受けられない子どもたちのため、教育分野のデジタル化の推進は必須と考える。学習をサポートする IT ツールなどの活用が進む中国その他の国々との教育環境の差は、今後の日本の相対的国力の低下に繋がりがねない大きな問題である。担当教員のスキルアップとともに、IT ツールの性能向上・拡充が急務である。
3. ICT 環境、教育コンテンツ、サポート体制等の整備は喫緊の課題であることから、GIGA スクール構想をより一層拡大し推進していくことが求められる。
4. 他方、GIGA スクール構想の促進に伴って教育の多様性が生じ、様々な履修形態や個人の学習成果が創出されることが想定される。生徒・学生個人個人の学校の成績や模擬テストの成績・偏差値に関するデータを含むポートフォリオ（e-Portfolio も含む）は、機微情報であり、最も重要な個人情報でもあるので、多様な学習履歴や学習成果などをデータによって可視化し、機微性の高い情報として個人個人が安全に利活用できる仕組みとして「情報銀行」が生徒・学生各人の e-Portfolio を管理する役割を十全に担うなど、改めて教育学的に正しい e-Portfolio 概念の再構築が期待される。生徒・学生の成績や偏差値を含めて、ラーニングポートフォリオ／ティーチングポートフォリオ（Learning Portfolio／Teaching Portfolio）はプライバシー情報であるから、容易に公開されないように徹底配慮が必要である。
5. データの保護と利活用について多方面の専門家を入れて調査研究した上で、教育分野のデジタル化を推進し、より高度な教育を実現すべきである。
6. 自分の意思に基づいてデータを利活用するしくみとして、例えば、情報銀行などのデータ活用の仕組みを教育分野にも適用し、個々の子どもへの高度な学習支援・進路支援を実現すべきである。重ねて言うが、生徒・学生の学習・教育関係

のデータは、プライバシーであり個人情報であるから、徹底したセキュリティ保護が必要である。

6. 医療・健康の DX

(医療サービスの DX)

1. オンライン診療・服薬指導の普及促進に係る規制の見直し

1. オンライン診療・服薬指導は厳しい要件の下で可能とされていたが、時限的に大幅に緩和されている。この緩和策に係る検証が現在進められており、既に新指針案も示されているが、改めてこれを恒久的な制度にするとともに、この普及促進に役立つよう、規制を変えるべきである。

1. コロナ特例と新ルールの連続性を確保すべきである。

1. 医療機関や企業が新しいルールに対応した先行投資を行っていくためには、コロナ特例と新ルールが連続していることが極めて重要である。

2. コロナ特例では、初診/初回からの服薬指導も可とされ、新ルールにおいても、2021年6月、「薬剤師の判断により、初回からオンライン服薬指導も可能とする」との閣議決定がなされた。初回の定義には、その患者に服薬指導を行ったことのない薬剤師による服薬指導が含まれると理解しているが、この点を明確にすべきである。

3. 「薬剤師の判断により」対面で服薬指導を行う場合について、ガイドライン等で薬剤師の判断に対する厳格な要件を設定するのではなく、薬剤師自身が個別の患者の状態や服薬指導の中身を踏まえた上で、広くその裁量で可否を判断できるようにすべきである。

4. 現行法令の下では、同一薬剤師による指導要件や当該薬剤師による服薬指導計画策定もオンラインに限り課されているが、患者の自由な薬局・薬剤師選択を制限する規定であるとともに、当該計画に記載する緊急時の処方医・医療機関の連絡先などの内容もシステム上で蓄積することが可能であることから不要と考える。

5. 電子処方箋の普及には時間がかかる可能性もあるため、これが十分進むまでは、FAX 等での送付も可能とすべきである。併せて、地域の薬局を含む全国の薬局への電子処方箋の普及推進策も積極的に講じるべきである。

2. 薬剤調剤業務の外部委託化および処方箋 40 枚当たり薬剤師 1 人の配置規制を緩和すべきである。
3. オンライン診療および服薬指導に係る診療報酬の見直すべきである。
 1. 一定期間内に対面指導を行う要件やオンラインを全体の 1 割以下とする要件は撤廃すべきである。
4. オンライン診療および服薬指導普及に係るシステム投資への補助すべきである。
 1. オンライン診療および服薬指導が広く普及するよう、システム導入にかかる補助制度の創設を求めたい。
5. なお、診療・服薬指導などの情報は、人命に関わるプライバシーデータであるため、そのセキュリティ保護には最大限に配慮する前提で進めるべきである。

(健康サービスの DX)

2. 健康医療相談サービスの環境整備の推進

1. 核家族や単独世帯の増加、さらには今般の新型コロナウイルスの感染拡大等の要因により、自身の健康に関する不安や懸念を持ちながらも、適切な対応や診療科が分からない、院内感染の不安から事前の相談なしに通院することは避けたいといった悩みを抱える人々が増えている。
2. 相談を受けて適切な対応に振り分ける機能を担うオンライン健康医療相談サービスへの期待が高まっていることを受け、自治体や企業において住民や労働者一人ひとりの健康確保のため効果的なサービスを提供できる環境整備を推進することが重要である。
3. このため、導入・利用における助成・支援や、事業者の認定・周知をすべきである。
 1. 自治体・企業等に対する、オンラインサービス導入・利用にかかる費用への助成・支援すべきである。
 1. オンラインでの健康医療相談サービスを新規に導入・利用しようとして、電話窓口からのスマートフォンアプリ化を図ろうとする企業・自治体に対して、その費用を助成・支援することで普及拡大を促進すべきである。
 2. 質の高いサービスを提供する事業者の認定・周知すべきである。
 1. 様々な品質のサービスが存在する中で、国が高品質なオンライン健康医療相談サービスを認定し、企業や自治体に周知することで、活用するサービスの選定を円滑化し、安心して契約できる環境を整備すべきである。

る。

7. 企業のDX

(企業のセキュリティ対策)

1. セキュリティ対策の最低限のレベルの底上げと協調

1. セキュリティ対策はISO27000 シリーズを始めとした、組織的、かつ、表層的な対策でしか語られることはなかった。しかし、アメリカでは STIG や CIS コントロールやベンチマークのように、より具体的、かつ、技術的ながら、簡易的に実施できるセキュリティ対策が示されている。
2. 日本も特に公的機関との取引やサプライチェーンリスクに中小企業などが、技術的、かつ、具体的な指針や保護方法が示され、簡単に実現できる環境を整備すべきである。
3. セキュリティ対策はその基本を行っておかなければ、いつまでも脆弱な状態で組織運営をしている現実を忘れてはならず、日本のセキュリティレベルの底上げを行ったうえで、各ガイドラインに沿った対策を実施すべきである。
4. 我が国では、兼ねてよりサプライチェーンリスクの問題が叫ばれているが、根本的な解決にはいまだ至っていない。そこで、日本においてもより具体的、かつ、技術的ながら、簡易的に実施できるセキュリティ対策を促し、我が国のセキュリティレベルをあげる必要がある。デジタル庁や内閣サイバーセキュリティセンターが中心となり、そのようなセキュリティ協調領域の対策を示していくべきである。

2. ゼロトラストを前提とした基盤・制度へのシフト

1. コロナ禍や働き方改革により、社員が社内の情報にアクセスする場所はオフィスにとどまらず、テレワークの活用によって、自宅やサテライトオフィス、移動中、外出先など、オフィス以外のさまざまな場所からアクセスするようになった。またアクセス先も社内情報だけでなく、今後は一層のクラウド活用や、パートナーとのコラボレーションも活発となる。
2. 利便性とセキュリティ対策のバランスをとり、「ゼロトラストネットワーク」の活用が今後ますます進んでいくことが予想される。ゼロトラスト基盤の活用は、接続のための厳格な認証、許可の上に成り立っており、接続環境 本人、デバイスなどの認証の仕組み、基準、ガイドラインなど政府から出すべきである。

3. 製造業の DX に伴う制御システムへのリスクへの対応

1. 制御システムから得るデータの活用やリモートメンテナンスなどのサービスの活用などのために、オープンなネットワークに繋がってきている。
2. IPA では制御システムセキュリティガイドラインを出しており、電気事業連合会が推進するスマートメーターのセキュリティ対策など対策が進んでいる分野もある一方で、一般的な製造現場ではセキュリティ対策が不十分であり、リスクを踏まえた対策が十分にできていないことも多い。
3. 昨今の工場、製造現場における DX 化を踏まえた制御システムへのリスク対応については、場合によっては政府から事業者に対策を求めるような強制力（事業分野別のガイドラインや、規制など）を伴う施策が必要と考える。

(業務のデジタル化・高度化)

4. マイナポータルの推進と業務の集約

1. 現状では、e-Gov とマイナポータルの両方に対応しなければならない。将来的に統合されたほうが、企業利用者も使いやすい。
2. 今後は、マイナポータルにて、医療費控除や確定申告等の簡便化などが推進されていく。現存するマイナポータルと e-Gov について、段階的に統合を進めることで、個人、企業、そしてデータ連携するソフトベンダーや、関係する団体やサービス企業などの施策や投資も集中化し、企業業務の効率化や、従業員個人の利便性がより早く促進される。
 1. マイナポータルと e-Gov は、統合すべきである。
 1. マイナポータルの提供サービス拡大に当たり、社会保険届出に関しては、e-Gov からスタートし、マイナポータルが後発である。健康保険組合への届出は、マイナポータルだけが対応としている。
 2. 国が率先して保険会社のマイナポータル連携を進めるべきである。
 1. 年末調整における保険料控除申告に使用する証明書について、マイナポータル連携している保険会社が少なく、保険会社も積極的に取り組んでいるとは言い難いことも問題であろう。

5. 国税提出情報の利活用

1. 内閣官房 IT 総合戦略室にて検討されている、「ベースレジストリ戦略」における「企業の決算情報の DB 化」について、非上場企業の決算情報を集約し、経営

指導や、融資相談等に活用することを目的として、新たに決算情報 DB を構築し、民間企業からこの DB に決算情報をアップロードして公開するといった検討がおこなわれている。

2. しかし、改めてデータ集約のためのインフラやその仕組みを構築するよりも、現状国税に提出済みのデータの利活用を検討いただくほうが、効率的である。
3. 企業決算については、法人税の電子申告（e-Tax）をしているならば、財務諸表や法人事業概況書や勘定科目内訳書は添付され、デジタルデータとして提出されている。これらの国税提出情報を利活用すれば、企業側の二度手間を省き、別途のシステム対応も不要となる。国税への提出情報の再利用が規制上許可されないなどの課題があると想定するが、その点の改革検討を進めるべきである。

6. 所得税法、法人税法、消費税法、電子帳簿保存法および関係法令の改正

1. 所得税、法人税、電子帳簿保存法および消費税法等で個別に定められている「帳簿・書類の保存」に関する要件を再整理し、社会的システムのデジタル化を見据えた形での新しい「電子帳簿保存法」を制度化すべきである。

1. ユーザーの利便性の観点：

1. 現行法が非常に複雑で分かりにくく、電子帳簿普及の阻害要因になっている。
2. 制度の簡素化・一本化を行うことで、ユーザーにとっての利便性を高め、電子帳簿の普及拡大につなげるべきである。

2. 社会的システム、デジタル化の観点：

1. 現行法は紙の存在を前提とした制度となっており、社会的システムのデジタル化におけるコンセプト「発生源からのデジタル化」とはミスマッチ状態である。
2. 最初の記録段階から一貫して書類、帳簿を作成し、電子申告まで繋げる一連のプロセスとして、電子帳簿を位置づけなおすべきである。

3. データ利活用の観点：

1. 現行法には、帳簿をデジタル化することによるデータ利活用の観点がない。電帳法制定当初は、ペーパーレスによる業務効率化やコスト削減等が最重要課題であり、データ利活用の観点は求められていなかった。
2. データ利活用による新ビジネスの創出の可能性についても考慮すべきである。

4. デジタルガバメント（行政側の業務改革 [BPR] ）の観点：

1. 現行法改正では「税務行政の将来像 2.0」（国税庁）に示されたゴー

ルに到達しない。

2. ゴールに到達出来るように制度を再建すべきである。

7. デジタル化による年末調整の新しいあり方に関する納税環境整備

1. 本来は確定申告の簡易版であるはずの年末調整が、近年における税制の複雑化とともに、確定申告より複雑な処理となる現象が発生している。この対応に、民間、行政双方で多くのコストを費やしており、社会的な非効率が発生している。
2. 第 1 ステップとしては、年税額・過不足額の計算が現状のように事業者主体であっても実施が可能で、業務効率化に資する喫緊の課題に係る変更を実現するため、以下を要望する。

1. デジタル化による年末調整業務の BPR の必要性を、令和 4 年度税制改正に明記すべきである。

1. 年末調整は確定申告の「簡易版」とであると明確に位置付け、年末調整業務の業務プロセスの根底から見直す「デジタル化」を進めていくよう明記していただきたい。また、以下の 4 つのポイントを踏まえるべきである。

1. 発生源でのデジタル化
2. 原始データのリアルタイムでの収集
3. 一貫したデジタルデータとしての取り扱い
4. 社会的コストの最小化の観点での、必要に応じた処理の見直し

2. 給与支払毎のデジタルでの報告に関する制度設計を開始すべきである。

3. 控除証明情報のデジタル収集の環境を整備すべきである。

1. 行政が定める標準フォーマットのデジタルデータで発行する控除証明の対象を拡げるべきである。
2. 証明発行元・従業員・事業者・行政間で、デジタルデータで控除証明情報の授受・連携を行うべきである。
3. 控除証明情報を突合するキー情報は、マイナンバーを用いるべきである。

4. 年明けでの年税額計算業務の実施すべきである。

1. 年末調整を簡易にするために、「確定額」での調整計算を可能とすべきである。年末ではなく、年間の支払額が確定した翌年 1 月上旬から中旬にかけて、給与所得額、控除額、年税額の計算や徴収済税額との精算を行えるような制度設計に変更すべきである。

8. 電子インボイスの普及を通じた業務デジタル化

1. 2023 年 10 月のインボイス制度導入を見据え、バックオフィス業務の効率化を図

る観点から、請求に係るデータ（「電子インボイス」）の円滑なデータ連携が可能となるよう、標準仕様の策定が不可欠となっている。

2. 電子インボイス推進協議会（EIPA）では、「電子インボイス」の日本標準仕様について、中小・小規模事業者から大企業に至るまで幅広い事業者が、容易かつ低コストで利用できるものとするのが不可欠であり、同時に、グローバルな取引にも対応できるものとするのも重要であるとの認識に立ち、「Peppol（ペポル）」をベースとして採用することを決定した。
3. しかし、これを我が国で利用するには、現在の標準規格を拡張し、日本の法令・商習慣等に対応した「日本標準仕様」の策定が必要となる。
4. また、中小・小規模事業者が利用しやすいコスト感でサービスが提供されることも重要となり、官民一体となった推進体制の構築が不可欠であると考えている。
5. EIPA は「日本標準仕様」の策定と普及促進を進めていく所存であり、政府に以下の役割を要望する。
 1. 「日本標準仕様」の策定に向け、「Peppol」の運営管理組織（OpenPeppol）との交渉等につき、政府が積極的な役割を担うこと。
 2. 「Peppol」の枠組みの中で、政府が「日本標準仕様」に係る適切な管理・運用体制を構築すること。
 3. 「Peppol」をベースとした日本標準仕様の「電子インボイス」の利用普及について、周知広報のみならず、とりわけ中小・小規模事業者が利用しやすくなるようインセンティブ等を設けること。

※「Peppol」とは：欧州を中心に既に 30 か国以上で利用されている、「文書仕様」「ネットワーク」「運用ルール」等に関する包括的な国際標準規格。近い将来、アジアも含めた欧州域外での利用が急激に進むことが想定され、まさに受発注や請求といった商取引に関する電子文書の「グローバルスタンダード」となる可能性が高いものである。

9. 郵便物受取のオンライン化

1. 「どういった内容の文書を」「いつ受取人が受領したか」を証明するために用いる内容証明郵便は、オンラインでの差出は可能であるのに、受取人となる企業は紙での受領を余儀なくされ、出社の必要性が生じる。
2. 以下の制度を整備することにより、テレワークが推進される。また、内容証明を利用していない官公庁・自治体等からの各種通知・照会も同制度を用いることが可能となり、官民の DX を加速させるべきである。
 1. 従前の郵便制度で発送された郵便を、出社せずに住所・居所以外の場所

でも受領できるようにする方法

1. 郵便局自身が内容証明郵便の内容を電子化して電子私書箱に配置する方法
 1. 現状、郵便局が郵便物を電子的に複製することが認められていないが、内容証明郵便を認証する郵便認証司の事務（郵便法 58 条 1 項）に文書の電子的複製を追加することで、郵便局自身が内容証明郵便の電子化を行えるようにすることを検討すべきである。
 2. 郵便の転送に係る厳格なルールを緩和し、受取人が指定する者に転送し、同人が電子化する方法
 1. 郵便の転送は、住所・居所変更時（郵便法 35 条）など限られた場面でしか認められていないが、要件を緩和し代理受領が容易になれば、代理受領した者が郵便を電子化することで可能になる（※昨年度の提案への回答で現行の内国郵便約款に規定されているとの回答があったが、両条に規定する場合以外で名宛人住所以外への転送は認められていないと認識している）。
2. 郵便制度とは異なる新たな制度を設計して目的を達成する方法
 1. 電磁的方法で作成・送信・受領される文書についても、公的機関が証明し、内容証明郵便と同等の効果を生じさせる制度を創設すべきである。内容証明郵便を利用する場面は、債権譲渡の対抗要件具備、訴訟上の手続き等複数存在するが、多くの手続きにおいて、法令上、物理的な送達手段しか想定されていない。
 2. これらの手続きのうち、債権譲渡通知による第三者対抗要件具備について SMS による通知を可能にする法改正（産業競争力強化法の改正）が行われるなど、新たな制度を創出する試みもあるものの、現在内容証明郵便が果たしている役割を電子的な通知が担うには制度面の手当てが不十分である。
 3. なお、包括的データ戦略の枠組みにおいて新たなトラストサービスの確立について検討されているが、取り組みの更なる加速が必要である。

10. レシートデータの電子化の推進

1. フランスでは環境保護の一環で電子レシートが一部義務化されており、日本でも同様にレシートデータの電子化を強く推進すべきであり、また、レシートデータ（購買データ）はパーソナルデータとしての価値が高く、電子化が普及しデジタルデータとして扱えるようになることで、そのデータを活用した新たなサービス・価値が生まれ

ると考える。

2. 国内のデータ流通・利活用の推進にも貢献する為、その点においてもレシートデータの電子化を推進すべきである。
3. レシートデータの電子化について、普及に向けたさらなる取り組み・制度化を要望する。一定の条件下での義務化などを含めた議論を行い、電子レシート普及を推進すべきである。

11. FAX の削減

1. 公共機関をはじめ、FAX を用いた業務を行っている組織は、「パソコン（ワープロ）」で文書作成→送信→受信→紙媒体をもとに再入力、といった、業務を非効率にする対応を行っている。また、紙が紛失した場合、どこにどのように漏洩してしまったのか、経路や持ち主を特定することができない。
2. 既に電子的な対応によって解決が行えるにもかかわらず、いまだ FAX を使用したオペレーションは変わっていない。
3. FAX の利用は、業務の非効率を招き、セキュリティ上のリスクも高い。廃止を目指し、早急に FAX を用いた業務を削減し、より電子的な対応が行える環境を整備すべきである。

12. 組織間で用いる E メールの削減

1. メールはこれまでも多くのサイバー攻撃のきっかけとなり、また PPAP といった業務の非効率性を生み出している。さらに昨今では企業の 8 割はスパムメールであるといった現状もある。そのため、企業で用いているメールは可能な限り削減し、コミュニケーションツールを用いた情報交換に早く移行すべきである。
2. 我が国の組織間における情報交換の主体は E メールであるが、昨今コミュニケーションツールの開発や普及が進んでいる。またファイル交換などにおいてもクラウドストレージなどのサービスも多数存在している。
3. 情報交換の手段として用いてきた E メールは、サイバー攻撃の元凶と言っても過言ではなく、コミュニケーションツールやクラウドストレージなど、クラウドサービスを活用した新たなデジタル環境に早急にシフトすべきである。
4. E メールを使用する場合は、最低限セキュアなメール環境に移行すべきである。また、DMARC（DKIM や SPF）を利用して、なりすまし防止対策を必須にすべきである。

13. 古い IoT 機器類（ルータ等）の削減

1. 国内では IoT 化が進み、ネットワークに接続する機器が増加している。新しい機器が開発されている中で、サポートが切れた古い機器が残存し、ルータなどの機器もサポートが切れているにも関わらず、使用を続けている現状がある。
2. セキュリティ上のリスクの高い機器類については、早急に排除し、より新しい機器やソフトウェアによる対応を行うよう、働きかける必要がある。
3. メーカーサポートが切れた IoT 機器（ハードウェア・ソフトウェア）を政府が積極的に廃棄するように働きかけ、国内のより安全な IoT 化を推進すべきである。

8. 金融財政の DX

(銀行法の改正)

1. 銀行法の改正

1. 令和 3 年 6 月 18 日、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」および「包括的データ戦略」が閣議決定され、①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する、とのデータ活用原則が明記された。また、「新たな価値を創出する国民起点のサービスを実現していくためには、各分野に固有の公的データや民間保有のデータのみならず、各個人が保有する様々なパーソナルデータとの組み合わせによるデータ利活用が必要である」との各種データの組み合わせによるデータ利活用の重要性が明記された。
2. 今後、データ利活用の気運がさらに高まることが予想される中、銀行法の各規定についても、銀行法の基本理念である「預金者保護」と新たなニーズである「データ利活用」の両側面を考慮したものにリフォームする必要があると認められる。
3. 銀行入出金明細データをどれだけ加工をしても、銀行法により、電子決済等代行業者又は銀行による管理が必要なデータのままとなる課題を解決すべきである。例えば、銀行から取得した入出金明細データを元に、会計システム上の仕訳データを加工した場合、仕訳データも銀行法に基づく管理が必要となり、お客様の自由なデータ利活用が阻害される。データの質の変化など、一定の基準に基づいて、加工情報を銀行法その他関係法令上の管理対象外とすることを明記すべきである。
4. 情報の利活用が制限されているという課題を解決すべきである。例えば、連鎖接続を含め情報の取扱いに重度の制約が課されており、利用者（預金者、会計システム利用者等）の意向を踏まえた自由な情報の利活用が制限されている。

これは、オープン・イノベーション志向ではなく、API エコシステムの思想に反する。お客様の情報はお客様のものであることを明文化し、お客様が自ら望むように情報を利活用できるようにすべきである。

5. 銀行に強い監督権限を認めている課題を解決すべきである。例えば、銀行が電子決済等代行業者の業務に問題があるとみなした場合には、API連携が停止されうる一定の条件のもと、データが銀行の監督下から外れるようにしていくとともに、できるだけ銀行による監督ではなく、中立的な自主機関である「電子決済等代行業者協会」による監督によるものとすべきである。

(キャッシュレス化推進)

2. 給与デジタルマネー払いの実現

1. 給与デジタルマネー払いは、銀行口座の売買等の不正対策から在留期間等によって口座開設が難しい外国人労働者にとって母国への送金しやすい等のメリットがある。また、現在は給与が振り込まれた銀行口座などからアプリに入金して利用する必要があるが、この手間が省け、労働者の利便性向上にもつながる。更に、キャッシュレス決済への対応が遅れている行政手続きサービス、税金、医療費等の支払いのキャッシュレス決済導入の後押しにもなると考えられる。
2. 本制度改革は 2020 年度に閣議決定され、同年度中の制度化を目指すと言われていたが、未だ実現していない。現在は、厚生労働省 労働政策審議会（労働条件分科会）にて審議が進められているところであるが、早期に合意がなされ、実現すべきである。
3. 現在、労働条件分科会では、不正引出しに際しての補償レベル、資金移動事業者が破綻した際の賃金保証、滞留規制対応等への懸念等が取り上げられている。しかし、資金移動業の適正な運用に関しては、資金決済法等の関係法令等により、履行保証金の供託、システムリスク管理、その他利用者保護等に関する措置はすでになされている。また、給与のデジタルマネー払いを行う資金移動業者に関しては、更に労働基準法施行規則等において、民間保険等による保証や適時の換金、不正引出しの対策・補償等は要件化され、資金移動業者からの申請に基づき、要件を満たす業者のみを厚生労働大臣が指定するという二階建ての規制にて監督指導される体制となることを厚生労働省が示している。更に、企業による本制度の導入は義務ではなく、選択制である。労働者側も同様に、制度を利用するか否かを選択することができる。

3. 資金移動業アカウントによる給付金受取りの実現

1. 2020 年に政府が新型コロナ対策として銀行口座への振込で支給した特別定額給付金 10 万円のうち、利用されたのは 6%~27%だった（株式会社マネーフォワード発表）。資金移動業アカウントは、支払いや送金といった為替取引のために使われるものであり、決済スピードが速く接触を避けられるといった理由から、利用率が伸びている（ニッセイ基礎研究所レポート）。公的給付の資金移動アカウントでの受取は、消費を促し、経済対策をより効果的に実現することができる。
2. 多くの地方公共団体では、資金移動業者と提携した地域振興策（たとえば買物額の 20%還元等）を実施しているところ、地域振興策へのアクセスが一層簡単になる。
3. 預貯金口座からのチャージ不要で資金移動業アカウントを利用できることは利用者利便に資する。また、政府が目指すキャッシュレス化推進（2025 年までにキャッシュレス決済比率 40%）を後押しすることにもつながる。
4. 地方公共団体から住民の資金移動業アカウントへの振込は、給与デジタルマネー払い実現に向けて資金移動業者が準備するシステムの利用や、2022 年にも実現予定の全銀システム開放により、対処可能である。
5. 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案」が 2021 年 5 月 12 日に成立。これにより、マイナポータルに任意に預貯金口座情報を登録することにより、公的給付を迅速かつ確実に受け取ることができるようになる。それ自体は望ましいことであるが、公的給付をより有意義なものとした国民の選択肢を広げるため、資金移動業者のアカウントも、マイナポータルへの登録及び公的給付の受け取り先として認めるべきである。

9. 次世代産業への投資

（技術・ビジネス開発支援）

1. 高精度な位置情報取得ソリューションの活用促進

1. Society5.0 時代の到来と新型コロナウイルスによる新しい生活様式の中、ロボットや自動走行、ドローンといった先進技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、社会の自動化・高度化を加速していく必要性が高まっている。
2. こうした自動化・高度化に重要な、各先進技術を高精度で制御するセンシング技術について、トンネルや高層ビル群といった一部の特殊環境での精度劣化や、

様々なインフラ設備の点検・監視技術（橋梁の老朽化点検、ダムの水位監視、地滑り検知等）に対応し、さらなる高精度化が必要になる。

3. また、高精度に位置測位が可能となることで、国防・防災上の観点での貢献（無人航空機を活用した災害救援活動など）にも期待される。
4. 衛星技術を用いた高精度な位置情報取得ソリューションについて、日本発の技術をグローバル展開して世界標準にすべく国が強化策を策定すべきである。海外当局への情報発信をはじめ海外展開に向けた国の後押しを強化すべきである。
5. 衛星技術を用いた屋内外シームレスな高精度な位置情報取得ソリューションの活用促進のため、測位精度向上を目的としたデバイスや AI の開発検討、屋内測位開発等をはじめとする、測位精度向上に係る研究開発・実証導入への助成を拡充すべきである。

2. クラウドゲーミングサービスの開発支援

1. 5G の普及を見据えて、クラウドゲームサービスの開始を予定しており、任天堂も検討中との事である。今後、様々な切り口のクラウドゲームが誕生し、デバイス（PC、スマートフォン、テレビ、家庭用ゲーム機等）にとらわれないビジネスが普及する事で、ゲーム産業の大きな成長が期待できる。
2. 矢野経済研究所によると、2020 年度の国内のスマートフォンゲーム市場規模は、1 兆 1,920 億円（前年比 104.7%）だが、ここ数年で市場全体が急速に成熟し始めており、ヒット創出の難易度が高まっている傾向にある。10%前後のゲーム業界の成長率を持続させる為にも、クラウドゲーミングサービスの早期展開が必要不可欠である。大手に限らず、中小企業であっても参入可能な市場であるが、クラウドゲームサービス立ち上げに関する初期費用は約 3,500 万円程度を要し、サービス継続の為に、サーバー等を維持する費用が別途発生する。
3. 日本発のグローバルな新しいゲームであるクラウドゲームサービスを立ち上げるためにも、パブリッククラウド（一般向けに開放されたクラウド）などのデータセンターやサーバーの費用に対する支援を検討すべきである。

3. VR ソフトウェアの開発支援

1. PC ゲーム、家庭用ゲームが、2D から 3D に移行する中で、VR 技術を活用してよりリアルなゲーム体験をできる環境が整いつつあり、VR ビデオの配信も爆発的に伸びている。IDC が、2020 年～2024 年の 4 年間における AR/VR 市場の予測によると、市場規模は 2020 年の 120 億ドル（約 1.2 兆円）に対して 2024 年は 728 億ドル（約 7.5 兆円）が見込まれている。

2. VR という最新技術について、開発環境の整備、技術者の育成が急務となっている。また、VR ソフトウェアを使用するだけでも、高スペックな PC が必要だが、VR のソフトウェアを開発する為には、更に高性能な PC が必要となる。VR のような最新のプログラム技術の開発や習得を支援する仕組み、助成金等について、検討すべきである。

(海外展開支援)

4. 海外向け販売の支援

1. 「2020 CESA ゲーム白書」において、2019 年度の日本国内の家庭用ゲーム機のソフトウェアの市場規模は 1,657 億円とあるが、海外の市場規模は 1 兆 5,133 億円と、9 倍の規模である。海外販売の拡充にこそ、ゲーム業界成長の鍵であり、海外販売が増加する事によって、国内の市場規模の 2 倍、約 3,300 億円の成長が期待できると考える。
2. 翻訳費用の助成や海外向け販売プラットフォームの構築費用等、日本のソフトウェアを世界に向けて販売する為の支援策を検討すべきである。

5. 国外での裁判、法的問題へのサポート

1. インターネットを介したサービスは基本的に全世界に向けて行うサービスだが、問題が起こった場合は各国の裁判所で対応が必要になることがある。その際、現地の法律によって判断され、内容によって、日本では合法にも関わらず国外では違法にされてしまうケースもある。日本の法律に適合させるだけでも大変であり、全世界中の法律に適合させることは現実的に不可能かと思われる。また、他国で起訴された場合でも、日本の法律に適合していれば、免責されるようなスキームがあると、もっと大胆なビジネス展開ができるかと思われる。
2. 尚、海賊版による被害は、アメリカだけでも年間 1 兆 3,000 億円（算定：経済産業省）と言われており、海外にはそれだけ有望な市場があると考えられる。
3. そこで、国外での裁判のサポートを実務的、金銭的など、複数の側面で行うべきである。PC ゲーム、家庭用ゲーム、コミック、アニメーション作品等は、日本の大きな知的財産である。海外に向けて、安全に、合法的に日本のソフトウェアを販売できる環境の整備と、サポート体制の構築がなされ、被害額の 30%が正規購入につながると見込んだ場合、海外販売による売上が約 5,000 億円増加する事になる。よって、裁判費用等のサポートを検討すべきである。

(モビリティ改革)

6. 「ラストワンマイル」に関する規制改革

1. 新型コロナウイルスにより、自宅で過ごす時間が増加し、配送への需要が急激に高まった。これにより、配送の遅延や一部サービス停止等の問題が生じた。新デジタル生活様式の下では、テレワーク等のデジタル化は引き続き進展し、配送への需要はますます高まっていくと考えられる。
2. 巣ごもり需要拡大・飲食店の需要減・ドライバーの人出不足などの社会課題を、ITの力で荷主・物流業者と個人ドライバーをマッチングすることにより解決したい。
3. 規制緩和（一般貨物自動車運送事業の許可要件緩和及び道路運送法の特例の設定）と併せて、過労・過積載等の弊害防止のため、個人ドライバーが遵守すべきルールと、荷主・運送業者等の責任を定めるべきである。
4. また、令和3年6月18日閣議決定の規制改革推進計画において、「国土交通省は、…ラストワンマイル配送において当該通達でもカバーできない具体的なニーズについて、利用者の利便性向上の観点から定量的・定性的な実態調査を行い、報告書を取りまとめる」とされ、現在、国土交通省がニーズの実態調査を実施中である。この調査においては、配送に関わる多様な事業者から聞き取りを行い、地方のみならず都市部のニーズも含め、ラストワンマイルの需要を正確に把握すべきである。

※現行法では、原付・自転車には貨物の輸送に関する規制はない。軽自動車の場合は届出で可能となる。一方、軽自動車以外の自動車で他人の荷物を運送するには、一般貨物自動車運送事業のライセンスが必要であり、その場合は5台以上の車両を保有している必要がある。加えて、道路運送法により、有償で自家用車を利用することが原則禁止されている。

10. ダイバーシティ推進

(こどもの権利)

1. こども庁におけるソフトウェア支援

1. 子どもの医療・保健・療育・福祉・教育を総合的、一元的に所管する「こども庁」

の創設が望まれる。この創設に当たっては、子どもを「権利の主体」と位置づけ、「縦割り行政・多重行政」をなくし、制度分断による子どもを取り巻く行政、教育サービス環境の差異をなくす必要がある。これは政府だけでなく、われわれ業界団体もともに取り組む必要があると考える。

2. 特に以下の課題解決に向け、ソフトウェアを使った支援が可能と考えており、官民協働の場づくりを検討すべきである。
 1. 命を守るための問題：児童虐待、自殺、いじめ等につき、学校の情報公開、家庭(保護者)、生徒との情報のトライアングルを進めるべく、解決のための環境づくりが可能。
 2. 子どもの環境改善にかかわる問題：子どもの貧困、ひとり親家庭、待機児童、幼保および小学校、中学校等の情報の徹底した管理、教育の質など、GIGA スクールが始まり、小学校入学までの間の教育環境格差を可能な限り排除するシステム的な対応について、デジタル教育の支援が可能。
 3. 制度・仕組みの問題：デジタル化、窓口一元化、事故、小1の壁、教育費負担、医療・教育情報連携など、こども目線での切れ目のない健康と教育の実現について、校務 DX の取組みを進めることが可能。これにより、紙が削減され、先生や家庭の負担も軽減できる。

(多様な働き方改革)

2. 保育所利用に係る自治体統一ガイドラインの策定

1. 第2子のために親が育休を取ると、第1子が「保育の必要性」を満たさないと判断されるため、保育所の退園を余儀なくされる自治体が存在する。
2. コロナ禍をきっかけに在宅勤務が普及したが、保護者が在宅勤務をする場合、「保育の必要性」が少ないとして、保育所入所の際に通勤勤務者に比して不利に取り扱われたり、保育時間の短縮を求められるケースも存在する。
3. 第2子のために親が育休を取る際、第1子が「保育の必要性」の要件を満たし継続して保育所を利用できるよう配慮いただきたい。国は、「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」も「保育の必要性」の要件に含めるとしているが、自治体側の対応は分かれている。保護者が在宅勤務をしていることが保育所利用にあたって不利に取り扱わないよう、すでに国は自治体に通知している(※)が、これが徹底されるよう自治体に周知啓発をすべきである。

※ 平成26年9月10日、内閣府・文部科学省・厚生労働省局長通知「子

ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」など

3. 女性・障がい者雇用の促進

1. 我が国の女性や障害者の労働参加の実態としては、出産や育児、障害を理由とする時間的・身体的制約により、フルタイム労働が困難なケースが多い結果、日本の女性の社会進出レベルは先進国の中で最低水準であり、障害者の就労も障害者全体の6分の1にとどまる。一方、ICT機器を活用した短時間労働であれば働ける可能性のある就労困難者が多く存在する。
2. 女性が子供の成長に合わせて勤務時間を柔軟に変えたり、障害をもつ方が特性を生かして企業で活躍できるよう、柔軟な勤務制度への見直しとITツールの更なる活用を推進すべきである。
 1. 超短時間勤務の社会展開のための官民連携した推進体制の整備（運用面）
 1. 週20時間未満の超短時間でも就労可能な雇用形態やITツールを活用した優良事例について、日本中の企業・自治体などが協力し、地域や業界の垣根を超えて社会に広め、実施企業・自治体の導入・運用ノウハウを広く共有して社会展開を促進するため、全国的な官民連携プラットフォーム等の国・自治体・企業が参画・支援する場を設置すべきである。
 2. 国による助成/認証/雇用制度の整備（制度面）
 1. 就労困難者×テレワークによる雇用創出に関する実践研究への助成
 1. 現在労働参加出来ていない人材が、IT技術を活用してテレワークによる労働参加が促進されるよう、大学や民間機関/企業等が連携して、有効活用事例を収集し、その効果について研究成果を公表するといった実践研究への助成を措置すべきである。
 2. 超短時間雇用に取り組む事業者への助成/認証制度の拡充
 1. 柔軟な勤務制度やITツールを効果的に取り入れ、長時間勤務が困難な方々を積極雇用したり、短時間の正社員制度の拡充等といった女性・障害者雇用に効果的な取組を行う事業者への助成や認証制度を拡充すべきである。
 3. 女性活躍促進法の見直し
 1. 政府が多様な働き方の導入を積極的に促し、女性が活躍できる環境の構築を支援するため、女性活躍推進法において、

1. 事業主に対して義務づけられる情報公表指標に、超短時間雇用等の多様な働き方を追加するとともに、
 2. 優良な事業主に対するえるぼし認定制度を活用した税制優遇等のメリット措置を一層拡充すべきである。
4. 障害者法定雇用率の見直し
1. 企業や自治体に義務付けられる障害者法定雇用率（障害者雇用法）の算定対象に週 20 時間未満の雇用が含まれないことが、長時間勤務が困難な障害者の受け入れが進まない一因と考えられるため、週 20 時間未満の雇用も制度の算定対象（時間に応じた按分計算など）に含まれるよう、見直すべきである。